

滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する 基本計画の策定について

1 策定の趣旨

- 本県では、令和 2 年 3 月に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」を改定し、令和 2 年度から 5 年間を計画期間として、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）の防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる取組を進めてきたところです。
- DV を背景とする児童虐待事案の増加や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）の改正などを踏まえ（※）、DV 被害者の保護対策の強化を図る必要があることから、計画期間の満了に伴い次期計画を策定します。

※主な改正点

- ・保護命令制度の拡充（精神的暴力を対象に含む）、保護命令違反の厳罰化
- ・基本方針および都道府県基本計画に自立支援の内容を含んだ被害者の保護に関する取組や民間団体との連携・協力に関する取組を記載
- ・協議会の法定化

2 計画の枠組

- （1）計画期間：令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）（5 年間）
- （2）計画の位置づけ
 - DV 防止法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく都道府県基本計画

3 策定までの進め方

DV 被害者支援を担う実務者等から構成される計画検討委員会および行政機関、民間団体等の代表者から構成される支援調整会議における議論、市町からの意見を踏まえて計画を策定します。

4 策定スケジュール

令和 6 年（2024 年）8 月 26 日	滋賀県 DV 防止基本計画検討委員会
令和 6 年（2024 年）8 月 29 日	滋賀県 DV 防止対策・困難女性支援調整会議
令和 6 年（2024 年）10 月 4 日	教育・子ども若者常任委員会（骨子案）
令和 6 年（2024 年）10 月	滋賀県 DV 防止基本計画検討委員会
	滋賀県 DV 防止対策・困難女性支援調整会議
	市町意見照会
令和 6 年（2024 年）12 月	教育・子ども若者常任委員会（素案）
	県民政策コメント
令和 7 年（2025 年）2 月	滋賀県 DV 防止基本計画検討委員会
	滋賀県 DV 防止対策・困難女性支援調整会議
令和 7 年（2025 年）3 月	教育・子ども若者常任委員会（最終案）
	計画の策定・公表

滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画（骨子案）

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- 本県では、令和2年度に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」を策定。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正等を踏まえ、DV被害者の保護対策の強化を図る必要があることから、計画期間の満了に伴い次期計画を策定するもの。

(2) 計画の性格

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画

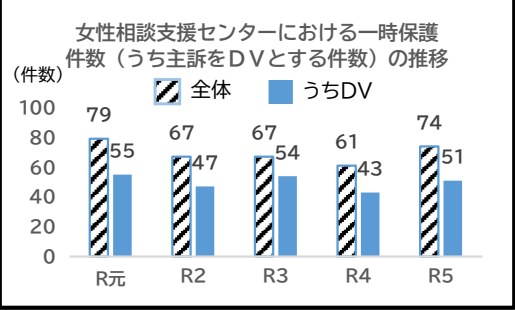
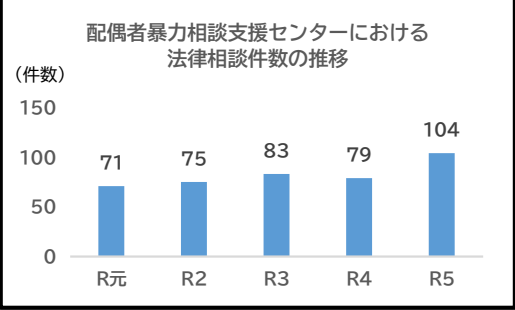
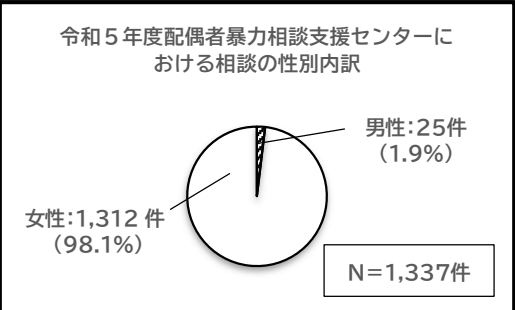
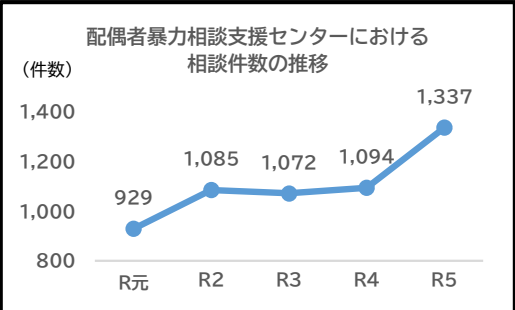
(3) 計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）の5年間

第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題

(1) 現状

- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年々増加傾向。
- 昨年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の98.1%が女性による。
- 配偶者暴力相談支援センターにおける法律相談件数は増加傾向。
- 女性相談支援センターにおける一時保護について、DVを主訴とする件数が多い。



現行計画における数値目標の状況	R元年度	R5年度	目標
①DVの相談先を知っている県民の割合 ※「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」より	58.9%	10月公表予定	80%
②基本計画を策定している県内市町数	16市町	17市町	19市町
③デートDVに関する授業を行った中学・高等学校数	117校	調査中	全校(169校)
④啓発活動協力事業所数	-	214か所	300か所(累計)
⑤児童虐待およびDVに関する相互理解研修を受講した担当課職員数	-	224人	250人(述べ人数)

(2) 現行計画の主な取組状況、課題

	主な取組状況	課題
I	<DVを許さない社会の実現> ○若年層に対して、啓発DVDやリーフレットに基づいた出前授業を実施 ○男性相談の中で、加害者の気づきの促しを実施	○若年層への啓発、教育が学校により差がある状況 ○加害者更生に向けた取組について、男性相談の枠組の中で相談を受けるに留まっており、加害者更生支援の拡充が必要
II	<早期発見・相談体制の強化> ○DV防止対策の紹介や自立支援のための情報を提供するため、各種リーフレットを配布 ○障害者・高齢者である被害者からの相談や一時保護依頼があった場合、市町等の関係機関に連絡し、連携して支援を実施	○啓発先が関連機関に留まっているため、県内企業と協力した啓発の一層の推進が必要 ○ケースの複雑化・多様化が進む中、引き続き関係機関との綿密な連携や相談員の質の向上に向けた取組が必要
III	<被害者の安全確保および保護体制の充実> ○被害者の心身の状況に応じた一時保護を行うため、関係機関との調整を実施 ○一時保護入所者や来所相談に対して、保護命令制度についての説明を行い、申立てに必要な支援（裁判所への同行など）を実施	○幅広いニーズを持つ被害者の増加に伴い、個々の心身の状況に応じて適切に保護するため、引き続き関係機関と連携を図るとともに、多様な一時保護受入れ先の開拓に向けた検討が必要 ○DV防止法改正による保護命令制度における被害者の保護等の拡充に応じて、相談員の対応力の向上が必要
IV	<被害者への切れ目のない支援> ○支援制度の利用が難しい被害者のため、企業・団体等と連携し、避難場所の確保に向けた協力体制を確保 ○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就業、求職の状況や課題を把握し、就業支援を実施	○一時保護解除後の生活拠点の確保に向け、被害者の状況に応じた支援が必要 ○一時保護解除後の就業支援を必要とする被害者が多くいる中、母子家庭等就業・自立支援センターとDV対応機関における更なる連携が必要
V	<子どもの安全・安心を確保する支援> ○DV対応と児童虐待対応の相互理解を目指した研修を実施 ○被害者の同伴児に対して、子ども家庭相談センターと連携して子どもの学習支援や心理的ケアを実施	○研修参加者に偏りがあることから、より多くの機関に対する参加の促しが必要 ○面前DV（児童虐待における心理的虐待）に対応するため、引き続き子ども家庭相談センター等と連携した支援が必要
VI	<関係機関・団体等への支援と連携、協力> ○県内の全市町において、DV防止法に基づく基本計画が策定されるよう、必要な情報提供や助言等を実施 ○県、市町、支援機関の実務担当者によるネットワークづくりを構築	○基本計画未策定町について、引き続き策定に向けた働きかけが必要 ○DV防止法改正等を踏まえ、県および市町において、法定協議会の設置が必要

第3章 基本理念

配偶者からの暴力を重大な人権侵害と捉え、一人ひとりの人権を擁護し、互いを尊重する社会の実現

目指す社会

- 1 DVを許さない社会
- 2 DV被害者と子どもが適切な支援を受け、安全・安心に暮らせる社会
- 3 DV被害者が自立し、幸せを実感できる社会



第4章 施策の体系と主な取組

施策の柱1：DVの未然防止と早期発見

- (重)**
- (1) 人権教育・未然防止啓発の推進
 - (2) 早期発見・通報体制の強化

施策の柱2：相談体制の強化

- (重)**
- (1) 相談体制の充実
 - (2) 加害者からの相談対応
 - (3) 相談員の資質向上

施策の柱3：被害者の安全確保および保護体制の充実

- (重)**
- (1) 個人情報の保護
 - (2) 緊急時の安全確保
 - (3) 一時保護体制の充実
 - (4) 保護命令制度の適切な利用に向けた関係機関との調整等による支援の強化

施策の柱4：被害者の自立に向けた切れ目のない支援

- (1) 継続的な心理的ケア
- (2) 住宅の確保および入居支援
- (3) 就業に関する支援
- (4) 安心・安全に暮らすための生活支援

施策の柱5：子どもの安全・安心を確保する支援

- (重)**
- (1) 児童虐待から子どもを守る取組
 - (2) DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携の促進
 - (3) 被害者の子どもに対する支援

施策の柱6：関係機関・団体等への支援と連携

- (重)**
- (1) 市町との連携
 - (2) 企業・団体との連携
 - (3) 関係機関・団体とのネットワークの構築

(主な取組例)

(1)	① 若年層に対する未然防止に向けた教育の充実
(2)	② DVに関する理解促進のための啓発の実施
	③ 民間団体や企業等と連携した広報の推進

(1)	① 外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備
	② 妊娠前からの切れ目ない相談支援の実施
(2)	③ 加害者相談、加害者更生プログラムの実施
(3)	④ DV等対応相談員への体系的な研修の実施

(1)	① 住民基本台帳閲覧制限等の円滑な手続
(2)	② 警察等関係機関との連携
(3)	③ 外国人、高齢者、障害者等のニーズに応じた一時保護
	④ 一時保護所入所者に対する心理的ケア
(4)	⑤ 保護命令制度の利用に対する支援(裁判所への同行、関係機関との調整等)

(1)	① 被害者カウンセリングの充実
(2)	② 民間賃貸住宅等への入居支援
(3)	③ 就業に向けた技能・知識の習得のための支援
(4)	④ 被害者の状況に応じた経済的支援
	⑤ 地域で生活を行うための各種支援(法律相談、情報提供等)

(1)	① 市町要保護児童対策地域協議会への参画
(2)	② DV対応と児童虐待対応の相互理解・連携を目指した研修の実施
(3)	③ 同伴児の学習支援や心理的ケア
	④ 一時保護施設退所後の支援

(1)	① 女性相談支援員連絡協議会等との連携の促進
	② 市町のDV防止基本計画の策定支援
(2)	③ 民間団体や企業等と連携した啓発の推進
(3)	④ 法定協議会の設置

第5章 計画の推進に向けて

- (1) 行政、関係機関、県民の果たす役割 (2) 計画の推進体制 (3) 点検評価・進行管理・計画の見直し